

デイサービス敬愛苑
松江市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
「通所サービス及び通所型サービスA」重要事項説明書

第1号通所事業「通所サービス及び通所型サービスA」（以下「第1号通所事業」といいます）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 第1号通所事業を提供する事業者(法人)について

事業者名	日本海観光株式会社
所在地	島根県松江市寺町198-57 ポートピア松江ビル3階
電話番号	0852-24-8001
代表者氏名	代表取締役 客野 寛

2 サービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	デイサービス敬愛苑
事業所番号	3270101185 通所サービス(従前型サービス) / 平成27年4月1日指定 通所型サービスA(緩和型サービス) / 令和 3年4月1日指定
事業所所在地	島根県松江市寺町198-57 ポートピア松江ビル4階
電話番号	0852-60-2330
管理者氏名	鶴原 敬子
通常の事業実施地域	松江市の天神町、白潟本町、灘町、魚町、八軒屋町、和多見町、寺町、幸町、袖師町、嫁島町、横浜町、伊勢宮町、御手船場町、大正町、東朝日町、朝日町、新雑賀町、雑賀町、豎町、本郷町、栄町、新町、松尾町
開設年月	平成17年5月12日
利用定員	15人

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	第1号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な第1号通所事業を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日 ※年末年始（12月31日～1月3日まで）は休み
営業時間	8：30～17：30

(4) サービス提供可能な日時

サービス提供日	月～金曜日 ※年末年始（12月31日～1月3日まで）は休み
サービス提供時間	10：15～15：15

(5) 事業所の職員体制

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職名	常勤		非常勤		職務内容
	専従	兼務	専従	兼務	
管 理 者		1			職員の管理及び業務の管理、利用申込に係る調整、第1号通所事業(介護予防通所介護相当)計画の作成
生 活 相 談 員		2		1	利用者、家族への相談・援助業務、利用申込に関する業務
看 護 職 員		1			日常生活上の健康管理、相談、介護、その他必要な業務
機能訓練指導員		1		1	心身機能の低下防止及び維持回復を図るための訓練の実施
介 護 職 員		2	2	1	日常生活上の介護、その他必要な業務

3 提供するサービスの内容について

サービスの種類		サービスの内容
介護予防サービス計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防サービス計画を作成します。
日常生活支援	食事の提供及び介助	栄養及び利用者の身体状況、嗜好を考慮した食事の提供及び必要に応じ、食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴または清拭、洗髪等を行います。
	排泄介助	必要に応じ、トイレへの誘導、見守り、おむつ交換等を行います。
	更衣介助	必要に応じ、上着、下着等の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	必要に応じ、室内の移動、車いすへの移乗等を行います。
	服薬介助	必要に応じ、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練		日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
レクリエーション		能力・希望に応じ、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操等を行います。
創作活動など		利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
送迎		利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
生活相談		生活相談員に、日常生活に関することを含め相談できます。
健康管理		到着後の健康チェックと必要な場合随時血圧や体温等を測定します。

4 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

(1) 通所サービス(従前型サービス)費 (1月あたり)

★特別な理由がある場合

要支援区分		基本単位 (1月)	介護報酬 (単位：円)	利用者負担額 (単位：円)		
				1割	2割	3割
要支援1・事業対象者		1,798	17,980	1,798	3,596	5,394
要支援2	週1回	1,798	17,980	1,798	3,596	5,394
要支援2・事業対象者★	週2回	3,621	36,210	3,621	7,242	10,863

(2) 通所型サービスA(緩和型サービス)費 (1月あたり)

★特別な理由がある場合

要支援区分		基本単位 (1月)	介護報酬 (単位：円)	利用者負担額 (単位：円)		
				1割	2割	3割
要支援1・事業対象者		1,696	16,960	1,696	3,392	5,088
要支援2	週1回	1,696	16,960	1,696	3,392	5,088
要支援2・事業対象者★	週2回	3,415	34,150	3,415	6,830	10,245

(3) 従前型・緩和型サービス共通の加算料金

★特別な理由がある場合

加算項目		利用者負担額（単位：円）			算定要件等
		1割	2割	3割	
サービス提供 体制強化加算 Ⅰ	要支援 1・事業対象者	88	176	264	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上の場合
	要支援 2（週1回）	88	176	264	
	要支援 2・事業対象者★	176	352	528	
科学的介護推進体制加算		40	80	120	利用者ごとのADL値、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出していること、必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって提出した情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
事業所が送迎を行わない場合		－47	－94	－141	片道につき
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	従前型	(1)の料金及び上記加算減算の合計額×9.2%			加算額に相当する介護職員の賃金改善を行っている等の他、キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たしている場合
	緩和型	(2)の料金及び上記加算減算の合計額×9.2%			

(4) 通所型サービスA(緩和型サービス)のみの加算料金

加算項目		利用者負担額 (単位：円)			算定要件等
		1割	2割	3割	
自立支援強化 ・評価加算	要支援1・事業対象者	130	260	390	一定の要件を満たした事業所が対象となる松江市独自の加算
	要支援2 (週1回)	130	260	390	
	要支援2・事業対象者★	260	520	780	

(5) 自己負担するもの

項目		利用者負担額	備考
食事の提供にかかる費用	昼食代	670 円	行事等の都合で、昼食代・おやつ代の金額が変更になることがあります
	特別食	770 円	
	おやつ代	120 円	
おむつ代 (1 枚あたり)	紙おむつ	150 円	交換用下着を持参されていない場合 枚数不足の場合 返品された場合は請求しません
	リハビリパンツ	100 円	
	パット	30 円	
レクリエーション等にかかる費用 複写物の交付、日常生活上必要となる諸費用		実費	レクリエーションの材料代等

(6) キャンセル料金

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、利用予定日の前日営業日 11 時までにご連絡ください。

サービスの利用をキャンセルされる場合、食事の準備の都合上、キャンセルの連絡をいただいた日時に応じて、下記のキャンセル料を請求いたします。

① 利用予定日の前日営業日 11 時 00 分までに利用中止の連絡をされた場合	無料
② ①以降から、当日になって利用中止の連絡をされた場合	昼食代 670 円 特別食の場合 770 円
③ サービス利用日に体調不良等のため、昼食をとらずに早退された場合	昼食代 670 円 特別食の場合 770 円

(7) 利用料金のお支払い方法

上記(1)～(6)の料金・費用は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。請求書は、利用月の翌月 15 日までに郵送いたします。以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①口座振替	山陰合同銀行	振替日:2 5 日(土日祝の場合は翌営業日)
	山陰合同銀行以外の金融機関	振替日:1 0 日(土日祝の場合は翌営業日)
②指定口座への振込	毎月 2 5 日までに下記の口座へ（振込手数料はご負担ください） 山陰合同銀行(0 1 6 7) 松江駅前支店(0 0 4) 普通預金(3 6 2 5 4 7 6)	
③現金支払い		

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

事前に介護支援専門員とご相談下さい。事業所の見学もできます。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書等でお知らせ下さい。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービス提供を終了する場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに文書で通知致します。

③自動終了

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、要支援認定又は非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④契約解除

- ・正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ・事業所が破産した場合
- ・サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合
- ・利用者や家族などが、事業所や職員又は他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又はこの契約を継続し難いほどの背信行為及び反社会的行為(従業者へのハラスメント行為を含む)を行い、その状況の改善が認められない場合

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認します。被保険者住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。
- ②利用者に、病気・怪我などで健康上に問題がある場合は、サービスの利用をお断りする場合があります。
- ③当日の健康チェックにおいて、利用者の診断結果が悪い場合、サービス内容の変更、又はサービスの提供を中止する場合があります。
- ④サービス利用中に、利用者の体調が悪くなった場合、サービス提供を中止する場合があります。その場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ⑤サービス利用時は、多額の金銭・貴重品類は持参しないで下さい。又、利用者間での金銭の貸し借り・物品の貸し借り・食べ物のやり取りはご遠慮下さい。
- ⑥施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ⑦故意に、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ⑧事業所内では、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ⑨事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6 苦情の受付について

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

苦情受付担当者	鶴原 敬子		
TEL	0852-60-2330	FAX	0852-60-2330
受付日	月～金曜日　ただし12月31日～1月3日を除く		
受付時間	8時30分～17時30分		

※また、苦情受付ボックスを敬愛苑入口に設置しています。

(2) 苦情処理体制

- ①利用者・家族より口頭・投書等により相談・苦情を受け付けます。
- ②苦情受付担当者が窓口や電話、訪問により相談・苦情解決します。
- ③解決が困難な事案については、必要に応じ管理者を含めた苦情処理検討会等で検討します。
- ④利用者・家族への解決方法を回答します。

また事業所内に苦情内容及びその解決方法を掲示します。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

松江市介護保険課	0852-55-5689
島根県国民健康保険団体連合会	0852-21-2811

7 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めます。また、衛生上必要な取り組みを行っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、委員会の開催、研修、訓練を定期的に実施しています。

8 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、緊急時マニュアルに沿って事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

9 安全管理と事故発生時の対応

サービスの提供にあたり安全管理体制等の確保に努め、転倒、事故防止の観点から余計な物品等を放置しない等、事故を予防する環境整備に努め、利用者の体調の変化に常に気を配りながらサービスを提供します。

事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、家族、介護支援専門員等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

10 損害賠償等

事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、速やかに損害賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。当事業所は、東京海上日動火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでいます。

11 非常災害対策

防災時の対応	別途定める「敬愛苑消防計画書」により対応
防災設備	スプリンクラー、消火器配置、誘導灯及び避難経路図
防災訓練	年2回実施
防火責任者	鶴原 敬子

12 秘密の保持について

(1) サービスを行う上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 法令規則により公的機関あてに報告が義務付けられているもの、居宅介護支援事業所等との連携に必要な場合は、利用者または家族の同意を得た後、関係先にのみ提供できるものとします。

13 身体拘束の禁止

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

14 高齢者虐待の防止

(1) 利用者の人権擁護・虐待防止のため、指針の整備、定期的な委員会の開催、及び研修の実施、そのほか虐待防止のために必要な取り組みを行っています。

虐待防止に関する担当者を配置しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 鶴原 敬子
-------------	-----------

(2) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに松江市へ報告します。

15 業務継続計画の策定について

感染症や災害発生時における、利用者に対する継続的なサービス提供の実施や中断時における早期の業務再開の手順等、非常時における事業継続の方法を定めた業務継続計画の策定し、定期的な見直しを行います。職員に対しても周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

16 個人情報の使用に係る事項

以下に定める条件のとおり、利用者本人および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集させていただきます。

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な時間及び契約期間に準じます。

(2) 利用目的

- ①介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ②利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合
- ⑤利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ⑥行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ⑦その他サービス提供で必要な場合
- ⑧上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

(3) 使用条件

- ①個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。
また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ②個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

令和 年 月 日

第1号通所事業「通所サービス及び通所型サービスA」の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項及び個人情報の取り扱いについて説明を行いました。

事業者	所在地	島根県松江市寺町198-57
	法人名	日本海観光株式会社
	事業所名	デイサービス敬愛苑
	説明者	管理者 鶴原 敬子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始、個人情報の使用に係る事項に同意します。

利用者	住所	
	氏名	印
利用者 家族代表	住所	
	氏名	印